平成２７年（フ）第１００号
千葉市花見川区こてはし台１丁目24番７号
債務者　富崎　幸宏
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛212号
債務者　出口　裕一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
千葉県市原市西五所10番地16　シティハイツB101
債務者　後藤　将人
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７９号
千葉県市原市西五所10番地16　シティハイツB101
債務者　後藤めぐみ
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
千葉県浦安市北栄３丁目38番43―402号　コミネマンション
債務者　入口　直美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
千葉県市川市曽谷６丁目30番７号　アガサハイツ101号
債務者　八柳　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１８号
名古屋市緑区浦里５丁目256番地　インペリアル浦里Ｂ棟102号
債務者　清水　浩志
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９６号
名古屋市西区清里町62番地
債務者　桐山　嘉夫
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２３号
名古屋市千種区竹越１丁目14番４号　グランテージ竹越205号
債務者　水野　正樹
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
北海道苫小牧市字勇払46番地の６
債務者　梅田　勇治
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２１号
北海道苫小牧市美原町２丁目14番14号
債務者　北畠　良斗
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２４号
北海道苫小牧市本幸町１丁目１番１号
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２５号
北海道苫小牧市新中野町３丁目11番７号　パインヒルズ105号
債務者　大石　直幸
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１７８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ29棟５、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20―25　ハイツヴァーレイ102
債務者　高橋よし子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
仙台市泉区松陵５丁目９番地の２
債務者　氏家真喜子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
秋田市将軍野南２丁目５番28号
債務者　伊藤　　明
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４号
秋田県南秋田郡八郎潟町字イカリ19番地１
債務者　渡部　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部